

国指定重要文化財旧河野家住宅美観向上整備事業

A-1	特記仕様書-1	
A-2	特記仕様書-2	
A-3	平面図（現況）	S=1:50
A-4	立面図（現況）	S=1:100
A-5	断面図（現況）	S=1:100
A-6	屋根伏図（現況）	S=1:100
A-7	平面図（計画）	S=1:50
A-8	立面図（計画）	S=1:100
A-9	断面図（計画）	S=1:100
A-10	屋根伏図（計画）	S=1:100
A-11	足場図-1	S=1:100
A-12	足場図-2	S=1:100

特記仕様書

1 工事概要

- 1.工事場所 香川県高松市屋島中町91 四国民家博物館
2.工事内容 茅葺き屋根の全面差し茅工事

II 建築工事仕様

- 1.共通仕様
- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))により、改修標準仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。))及び「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)、同解説(令和5年版)」(以下「解体共通仕様書」)による。
- 2.特記仕様 特記事項の通りとする。

1 章 一般共通事項

- | | |
|--|--|
| <p>一般事項</p> <p>[1.1.1]</p> | <p>本特記仕様書は設計図書に補完するものであるが、本仕様書及び設計図書に示された範囲において、特にこれに明示なき部分でも、外観上、技術上、施工上、もしくは工事完成上欠くことのできない当然必要と認められる工事は、監督員の指示により異議なく施工すること。</p> |
| <p>監督職員</p> <p>[1.1.2]</p> | <p>共通仕様書に規定する監督職員とは、設計事務所の係員又は担当官庁係官とする。</p> |
| <p>官公署その他への
届出手続等</p> <p>[1.1.3]</p> | <p>工事の施工に必要な関係官公署その他への手続きは、請負者において遅滞なく行い、それらに必要な費用は請負者の負担とする。</p> |
| <p>疑義に対する協議</p> <p>[1.1.8]</p> | <p>図書の優先順位は、1) 設計図書、2) 本特記仕様書、3) 建築工事共通仕様書とするが、各図書の不一致、又は明記なきことによって疑義の生じた場合は、全て監督員と協議の上、その指示に従うものとする。</p> |
| <p>見積書の範囲</p> <p>[1.1.14]</p> | <p>見積書に不足のある場合でも、見積時に交付の図面及び仕様書に記載されているものは全て工事範囲に含まれる。</p> |

- | | |
|----------------|--|
| 設計変更 | 設計変更、一部工事の取り止め及び追加工事に伴う請負金額の増減は、その都度、見積時の契約書に基づいて行う。その場合、監督職員の指示により必要な図書を作成すると共に細見積を作成し提出する。 |
| 軽微な変更 | 現場の納まり、関連工事との取り合い、もしくは工世上の調整、その他の関係により材料の寸法、取付位置、取付寸法等に対して生じる軽微な変更、あるいは取付員数の増減を監督職員の指示により行う場合は、請負金額の増減及び工期の延長は行わない。 |
| 竣工検査及び引渡 | 工事完了にあたっては所定の完了検査を受け、発注者の確認を経て引渡を行う。引渡に際し官公庁及び監督職員の指示に従い、必要書類、備品等を整備のうえ提出する。 |
| 災害および公害の防止 | 工事による直接危機については、すべて請負業者により処置することとし、充分に予防措置を講ずるものとする。 |
| 養生 | 養生が不十分のために生じた損傷に対しては請負者の責任において対処することとし、充分に予防対策を講ずるものとする。 |
| 工事保証 | 請負者は竣工引渡後2年以内に、施工、材料の欠陥により生じた故障に対しては、直ちに請負者の費用でもって修復又は取り替えなければならない。 |
| 施工図、原寸図、見本、その他 | 全ての材料は、予め見本を提出し、監督職員の承認を受ける。よく知られた一般市販品は、あらかじめ監督員に報告、承認の上、そのカタログ等を持って見本提出に代えることができる。

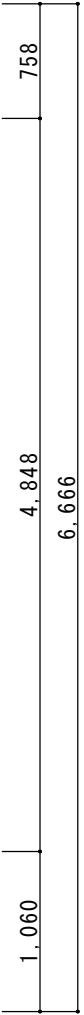
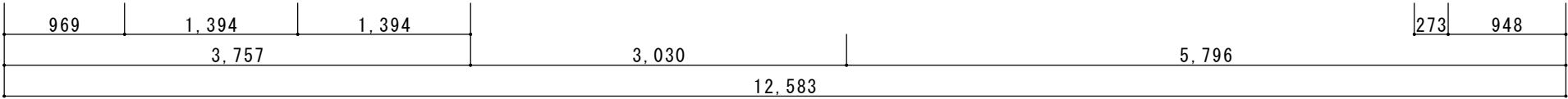
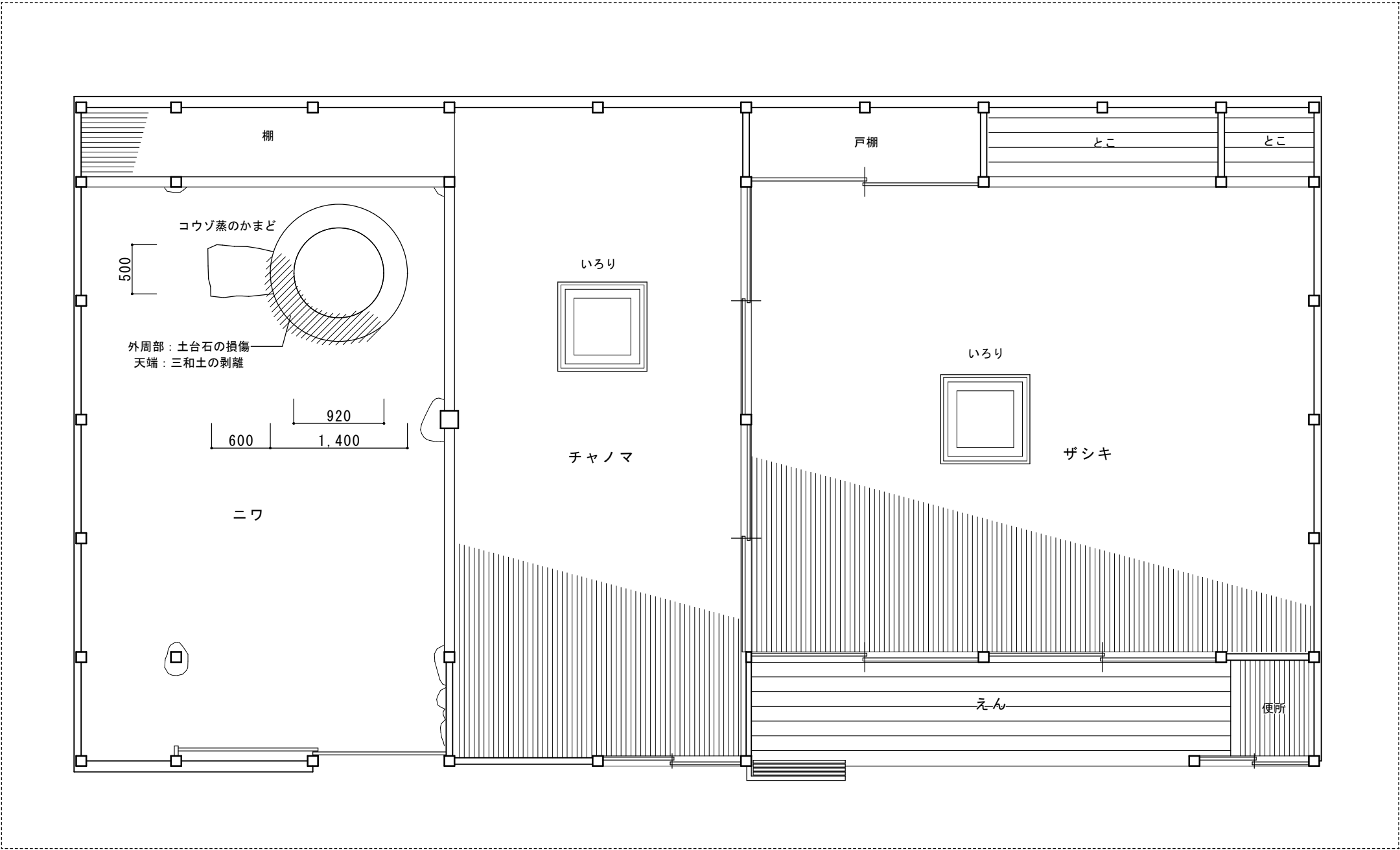
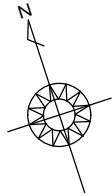
なお、見本提出に際し、製作、搬入に日数を要するものについては工期に影響を与えないよう、あらかじめ注意をして準備を行うこと。

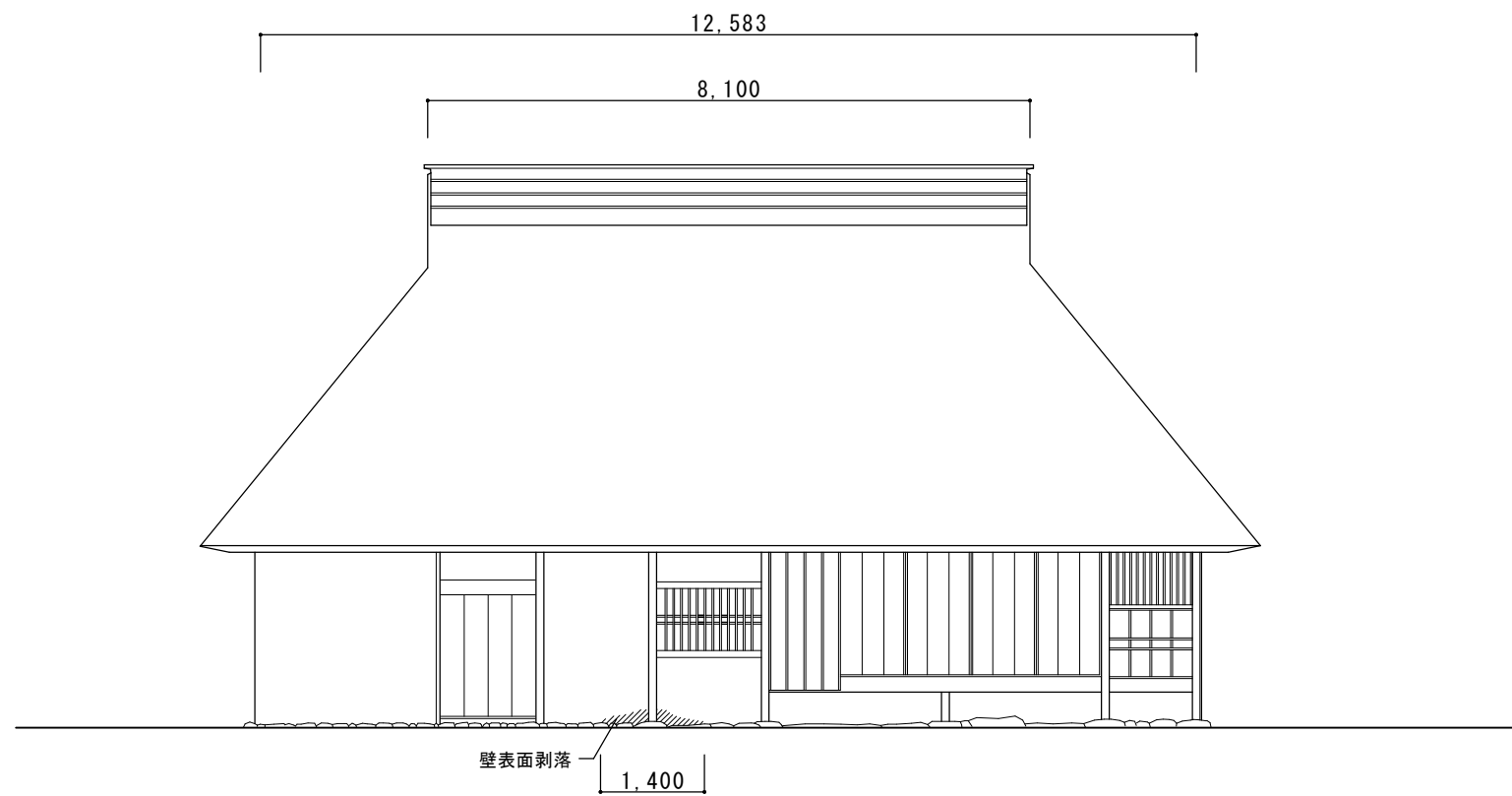
一般的な施工図のほか、監督員の指示する事項について施工図又は製作図を作成し、承認を受けたのち施工する。承認を受けた後でも、納まり上、意匠上、又は用途上、不都合が発見された場合は監督職員の指示により施工する。 |
| 色、柄などの指示 | 色、柄などは監督員の指示により、必ず見本品提出のうえ承認を受ける。 |
| 材料 | 使用材料及び製品でJIS規格のあるものは、それに準拠することを原則とする。 |

- | | |
|---------------------|---|
| 材料搬入の報告
[1.4.3] | 現場に搬入し、監督職員の確認、承認を受けた後でも不適格品が発見された場合には、直ちにそれを場外に搬出し適格品と取り替える。 |
| 手直し
[1.5.9] | 工事中いかなる時、いかなる場所でも不完全な施工が発見された場合は②は、監督職員の指示通りにやり直す。 |
| 記録
[1.6.3] | <p>工事記録は、全行程の全体及び部分を詳細に記録し、かつ施工の適切さを証明するに足りる記録写真及び監督職員が必要と認めて指示する写真を作成し提出する。</p> <p>また写真撮影は、修繕工事着手前と修繕工事完了後に同じ撮影位置から、屋根の各面の全体及び各部分を詳細に記録すること。</p> <p>すべての撮影箇所を、電子データ（CD-R）で提出する。
画像形式等 フォーマット：JPEG 画質：標準 画像サイズ：1024×768ピクセル以上。
写真はカラーとし、撮影日時が判別できること。</p> |
| 完成図等
[1.7.2] | <p>完成図：平面図、立面図、断面図、伏図、軸組図
施工図、施工計画書</p> |
| 著作権の譲渡 | 受注者は、完成写真、工事写真、完成図、竣工図、施工図及び施工計画書に関する一切の著作権（著作権法に規定する作者の権利。第27条及び第28条に規定する権利を含む）を発注者に譲渡し、著作者人格権についてはこれを行使しない。 |
| 2章 仮設工事 | |
| 屋外足場
[2.2.5] | 単管本足場、巾木、垂直養生（ネット養生シート防災Ⅰ類）、安全手摺、ステージ足場棧橋、昇降階段付きとする。 |
| 3章 茅葺屋根工事 | |
| 技能士
[13.1.4] | <p>茅葺き屋根工事技術者</p> <p>文部科学大臣が選定した選定保存技術保持者あるいは選定保存技術保存団体の正会員、もしくは、同等の経歴、技能があると監督職員が認めた者をあてる。</p> |
| 茅降し前の調査
[13.6.1] | <p>茅葺き屋根</p> <p>茅降しの前に、茅葺屋根の工法及び材料等を、監督職員の指示に従い調査し記録を作成する。</p> |

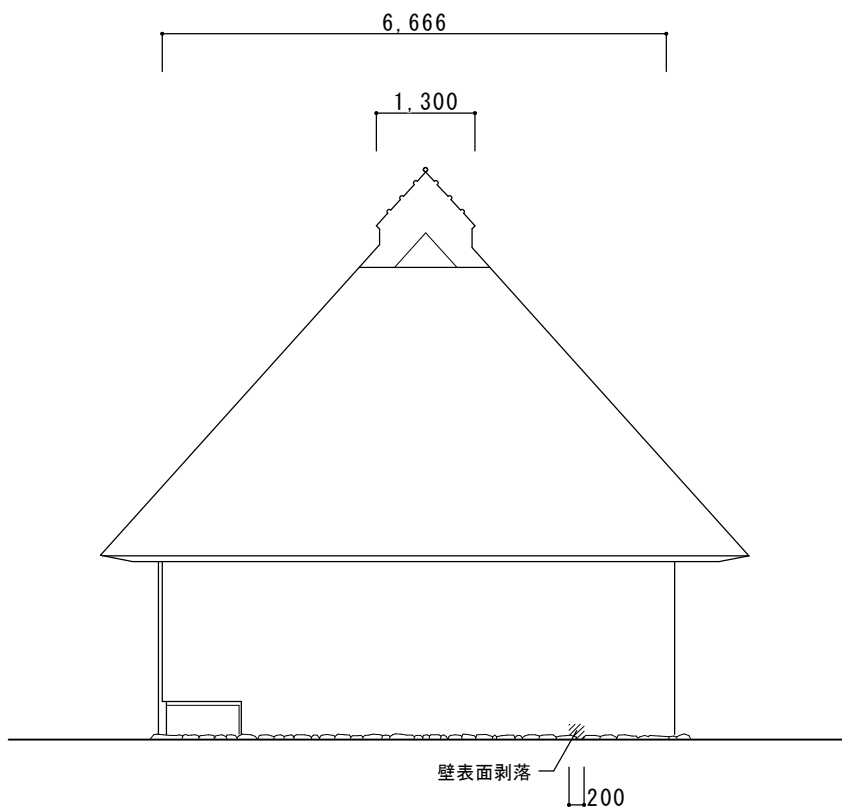
図面番号 A-1	縮尺	図面名称 特記仕様書-1	工事名称 国指定文化財旧河野家住宅 美観向上整備事業	修正年月日	設計年月日	設計・監理／田園都市設計 管理建築士 大西泰弘 一級建築士登録 第152437号 一級建築士事務所登録（香川県）第2040号	 公益財団法人 四国民家博物館
-------------	----	-----------------	----------------------------------	-------	-------	--	---

茅葺屋根 材料 [13.6.2]	葺茅	長さ1.5m以上、腐れ等のない乾燥した良質山茅（ススキ）とする。	廃材等の処理	古茅など	場外処分とする	
	押ほこ竹	刈り旬に切り出した、生3年の真竹、直径20～30mm内外とする。				
	縄	国産機械縄、径8mm（2.5分）				
	銅線	銅線 #16				
材料の保管 [13.6.3]	茅材	現地搬入後、別途指定する場所にて、角材等を用い地面から縁切りした上に横積み、工事用シートにて雨養生して保管する。	1 5 章 左官工事	技能士 [15.1.7]	左官技術者	文部科学大臣が選定した選定保存技術保持者あるいは選定保存技術保存団体の正会員、もしくは、同等の経歴、技能があると監督職員が認めた者をあてる。
	縄 等	雨がかりのない場所にて保管する。				
茅降り時の調査 [13.4.4]	茅葺き屋根	過去の修理痕跡等を調査し記録を作成する。 棟積は下地の状態も調査し復旧に必要な図面を作成する。				
施工 [13.6.4]	差し茅	傷みが大きな茅は抜き取り、傷みが小さな茅は引き出して痛んだ部分を刈取る。抜き取った後の間隙や茅の緩みが生じた箇所には切り茅を差込んだうえ充分にたたき込み、屋根の勾配に合わせて整える。 茅抜き取りの際に押鉾竹まで抜け出す場合は、監督員の指示に従い、押鉾竹の交換・追加、縄の絞直しを行なう。 以下の仕様を参考に復旧しに仕上げる。 （昭和55年 旧河野家住宅の移築工事記録に記載の仕様）「苅込」 茅葺上げ完了後、平葺、破風とも、鉋刈によって不陸のないよう切揃えて仕上げた。	事前調査 [15.1.8]	外壁	損傷状態を調査し記録する。 損傷状態を調査し記録する。	
	刈込み		施工時の調査 [15.1.9]	楳蒸し釜	下地材料と施工方法、仕上げ材料と施工方法、落下した材料の状態などを調査し記録する。	
			材料 [15.3.2]	荒壁土	壁土に適した良質な砂質粘土と真砂土をよく混ぜ合わせ稲藁スサを切込み、水練りを十分に行い、藁が十分に馴染んだ状態とする。 荒壁土は、現状外壁の質感と色彩に違和感の無いようよう材料と配合を調整する。	
		棟積		三和土	現状同等品質の土、消石灰、苦汁による配合とする。	
			施工 [15.3.5]	外壁	傷んだ壁土を取り除き、補修する壁土の接着ができるよう下地を適度に湿らせた上で荒壁土で仕上げる。修理の痕跡ができるだけ目立たないよう留意する。	
				楳蒸し釜	劣化した土の下地を除し。落下した石材を元の位置に戻して据え付ける。上部は移築竣工時の写真のほか以下の資料を参考に三和土で仕上げる。 （昭和55年 旧河野家住宅の移築工事記録に記載の仕様）「コウゾ蒸の装置」 かまど地中部分は現地にあった旧石積を番付を付して移転し、復元した、地中部と同質の石を使い、幅三十cmで中径は同家に伝わる鉄の大鍋に合わせて築いた。	
	軒先	茅負の割れ等発生の恐れがあるため、軒先に荷重がかからないよう注意する。				

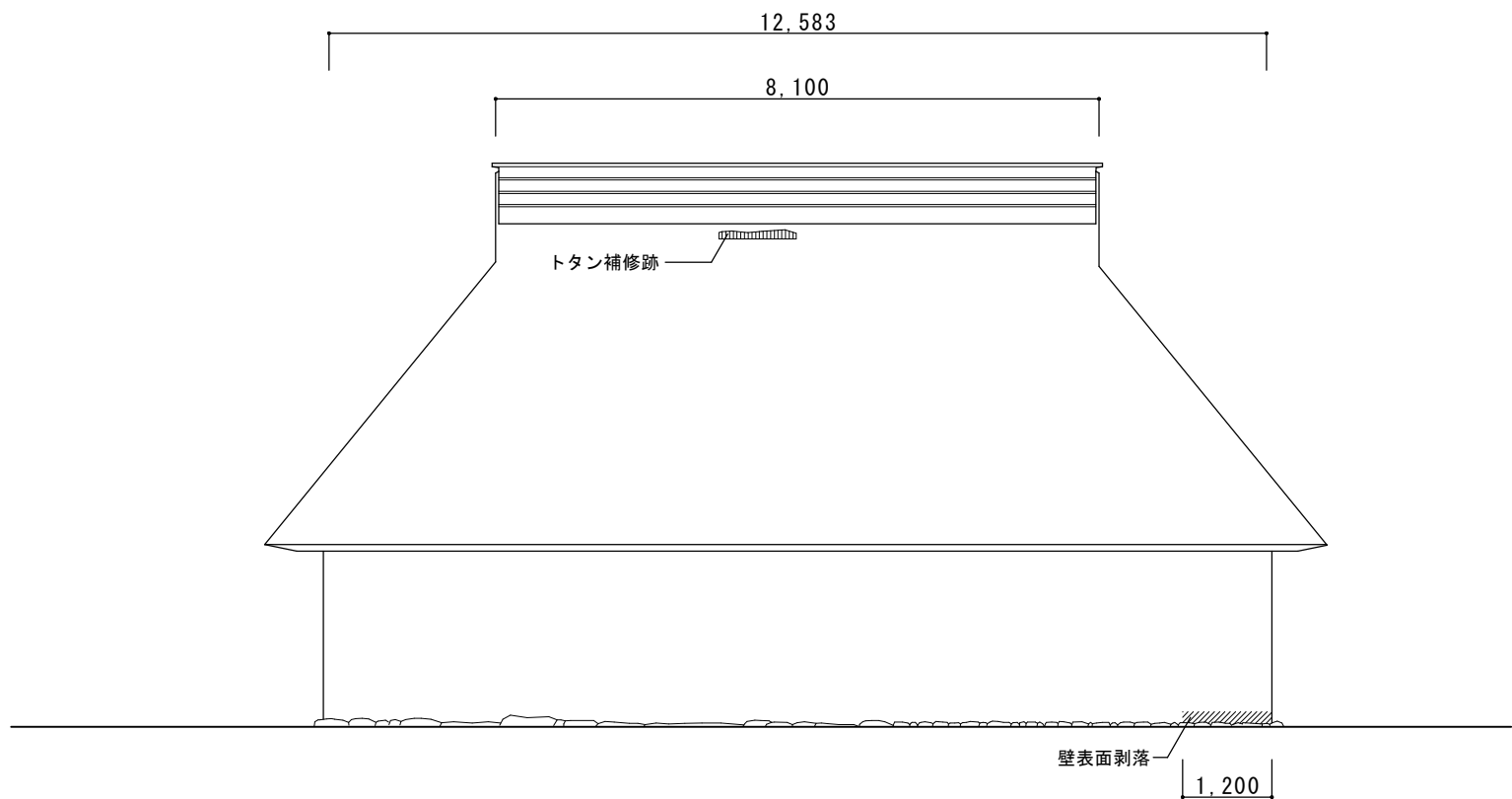




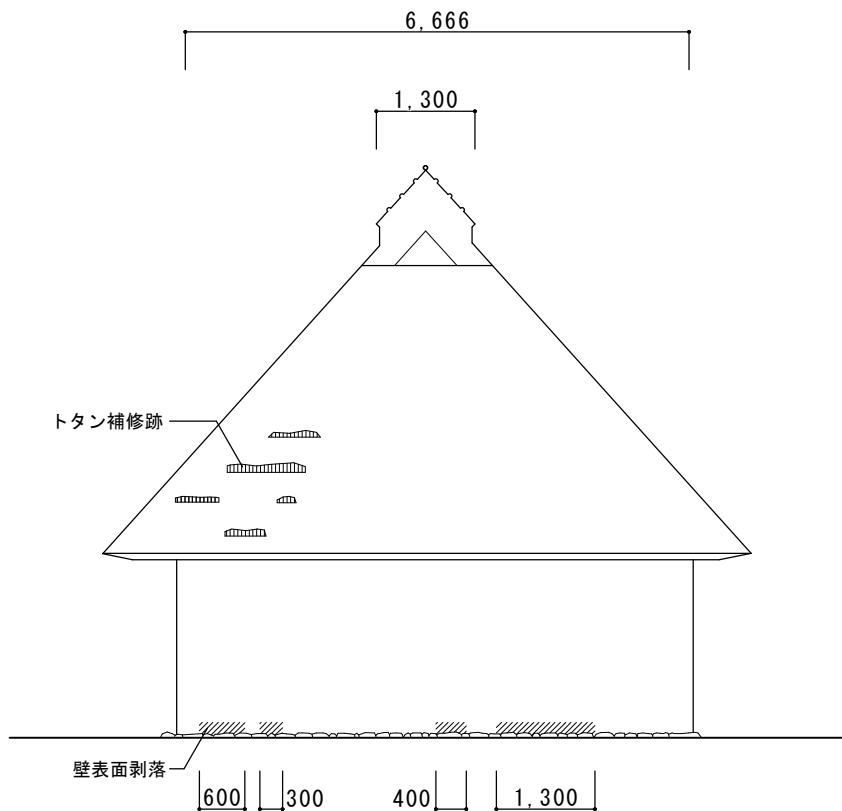
南立面図



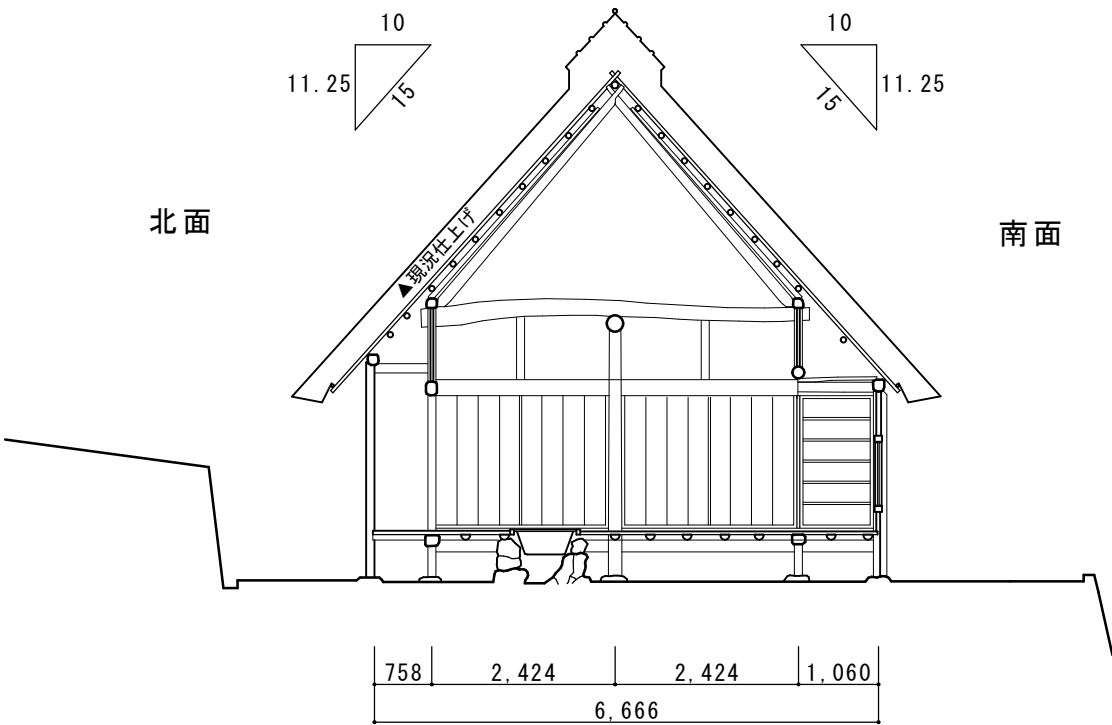
東立面図



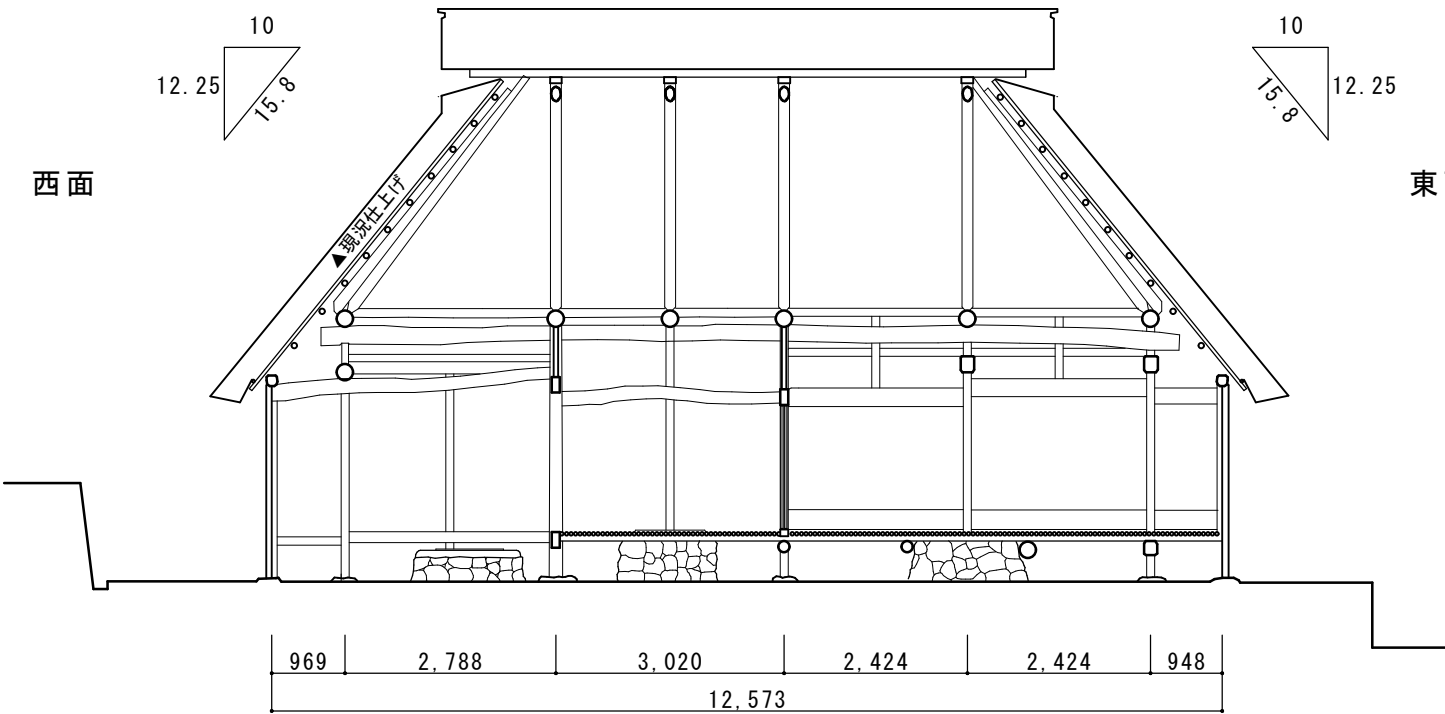
北立面図



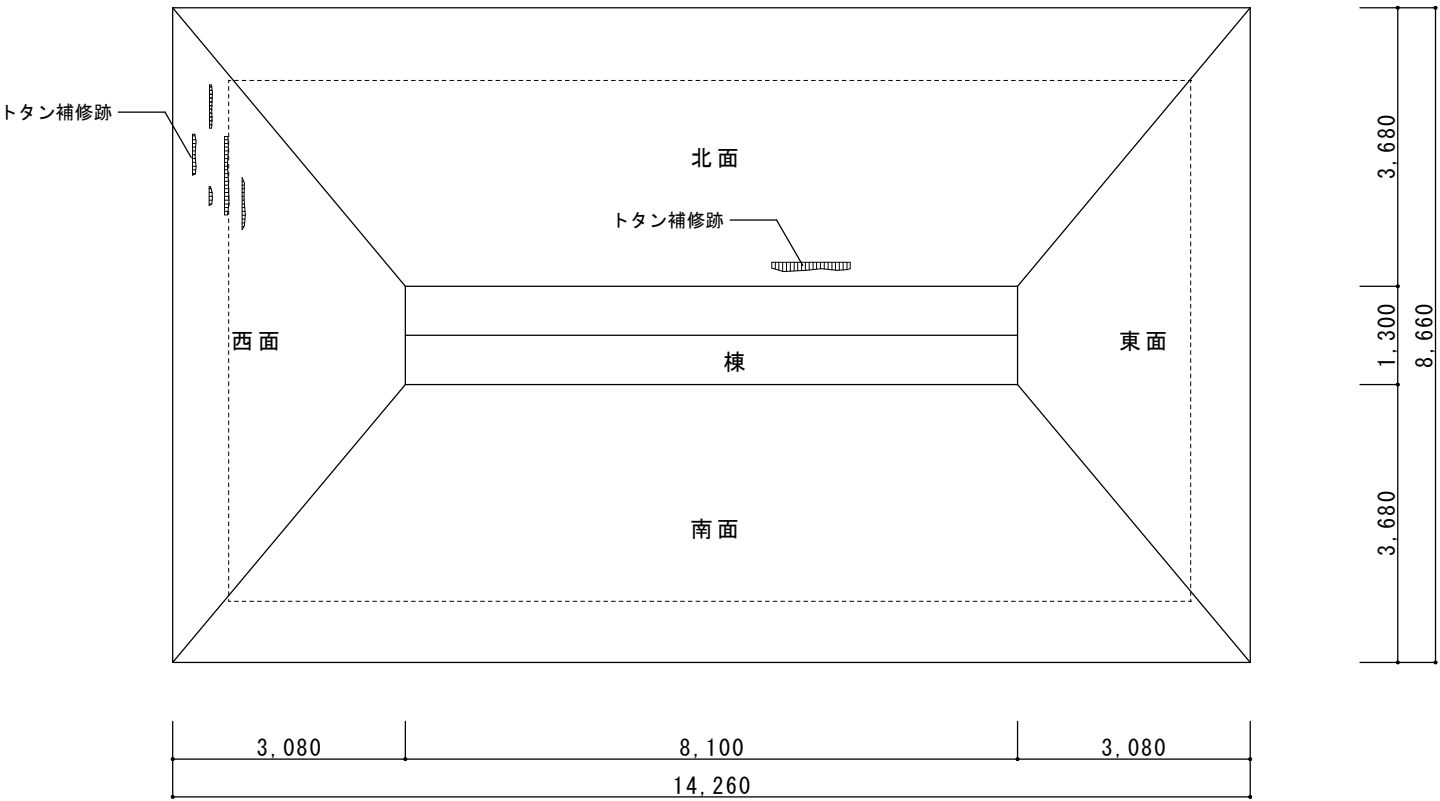
西立面図

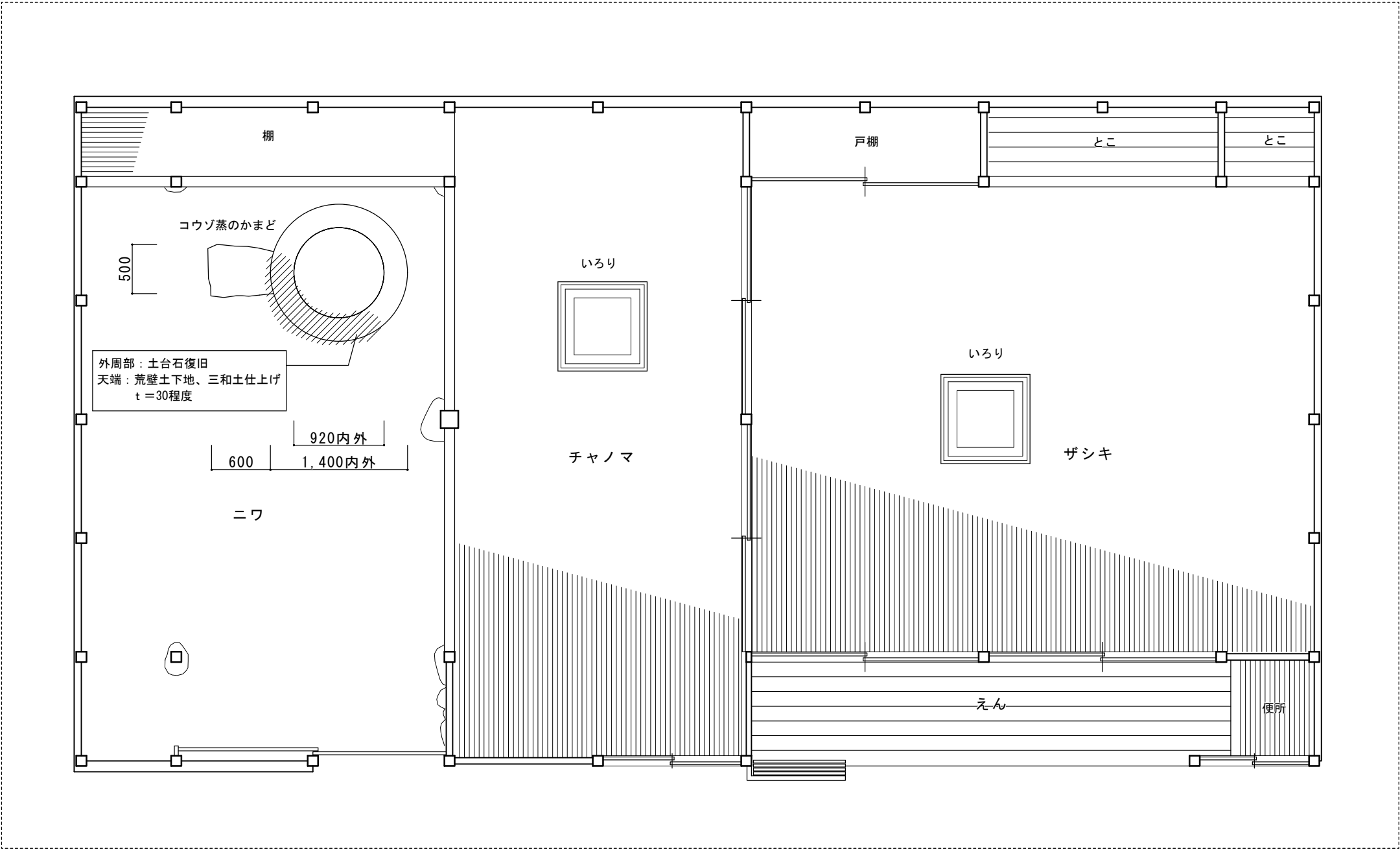
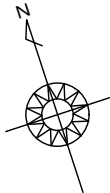


南北断面図



東西断面図

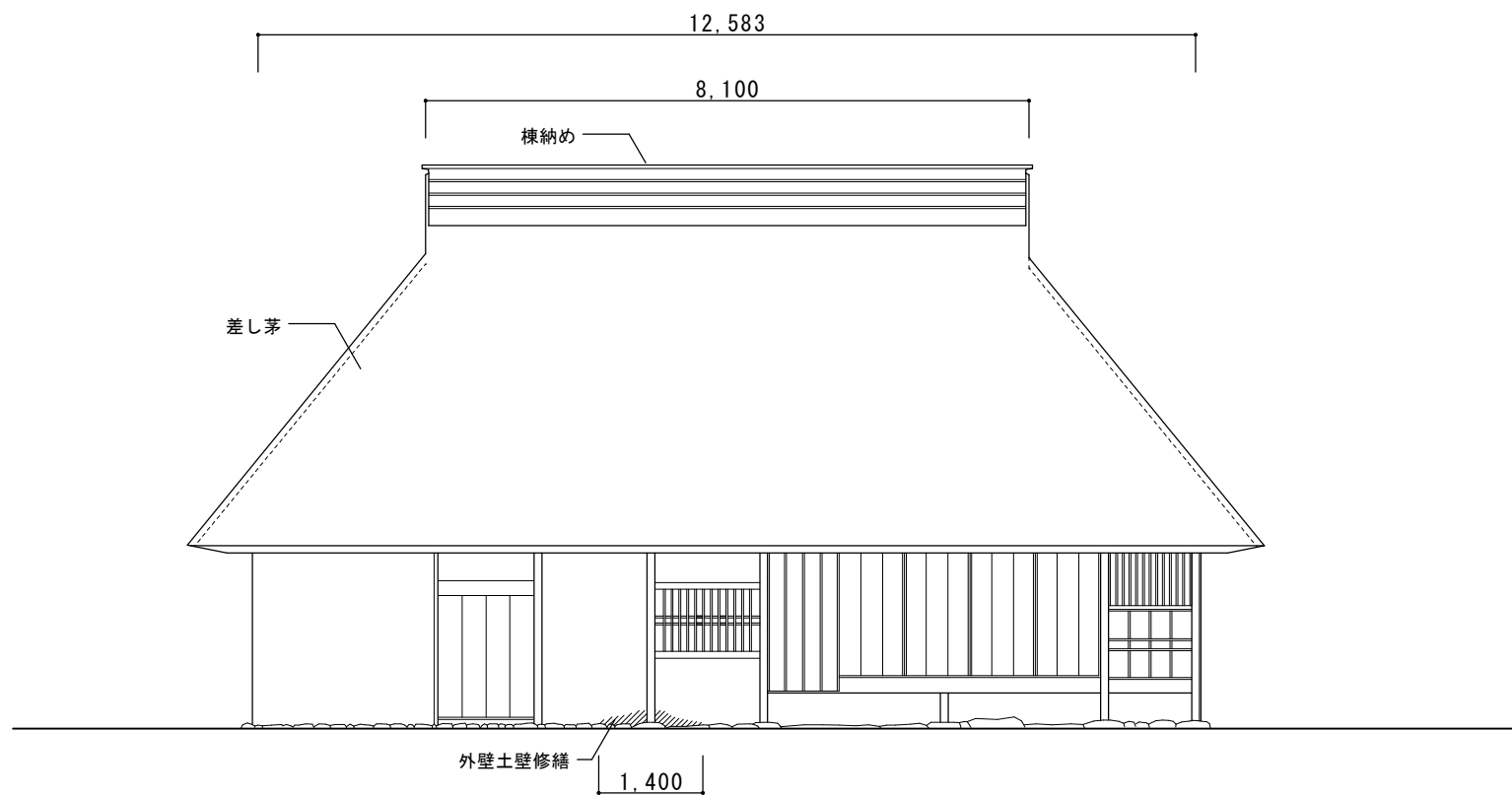




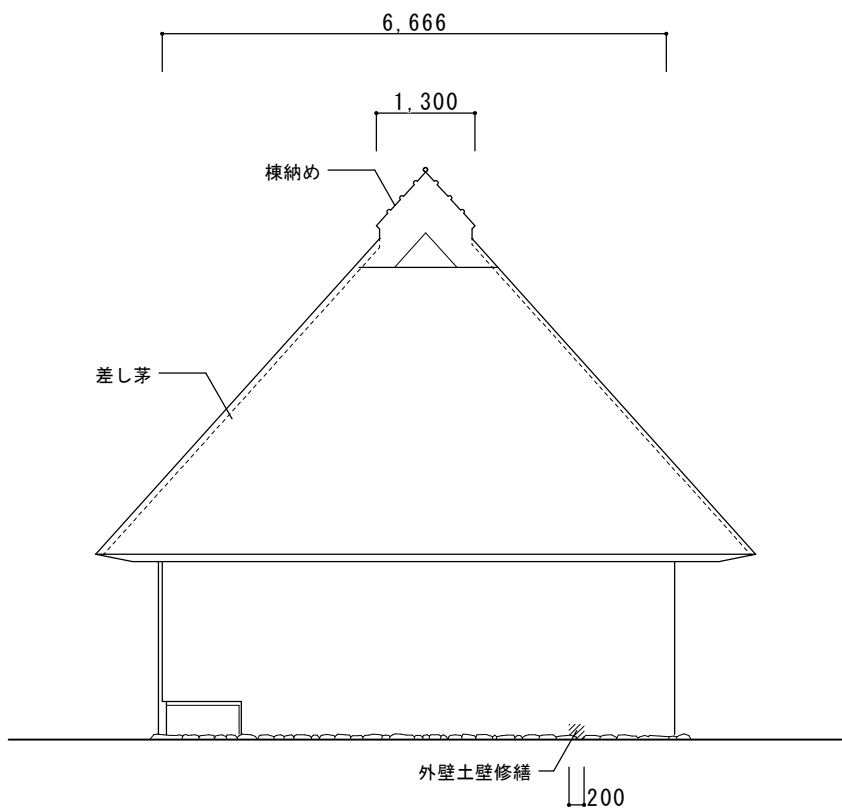
969	1,394	1,394																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
-----	-------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

758	4,848	6,666
1,060		

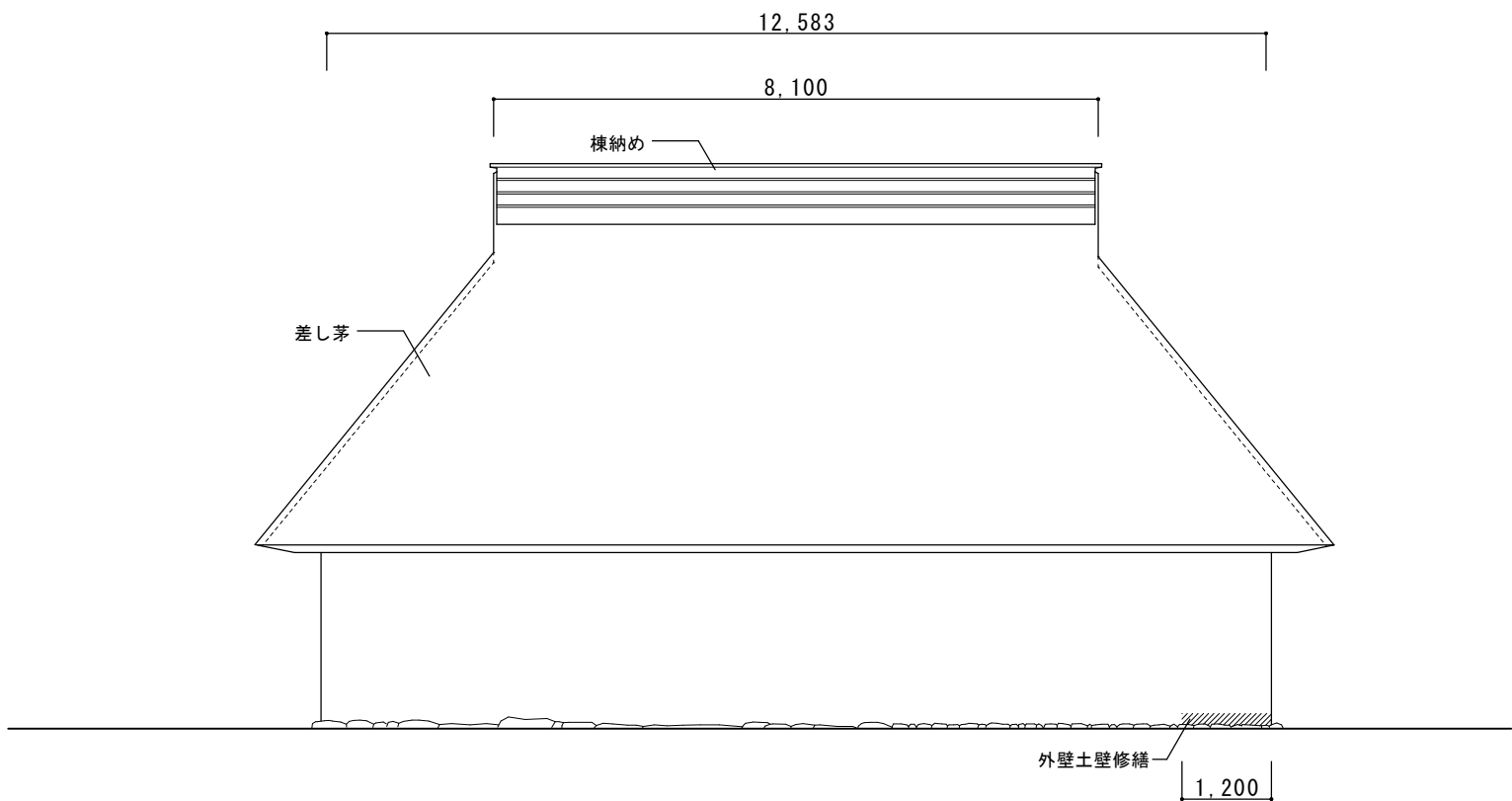
	床面積 (㎡)
東西	12.58
南北	6.67
面積	83.91



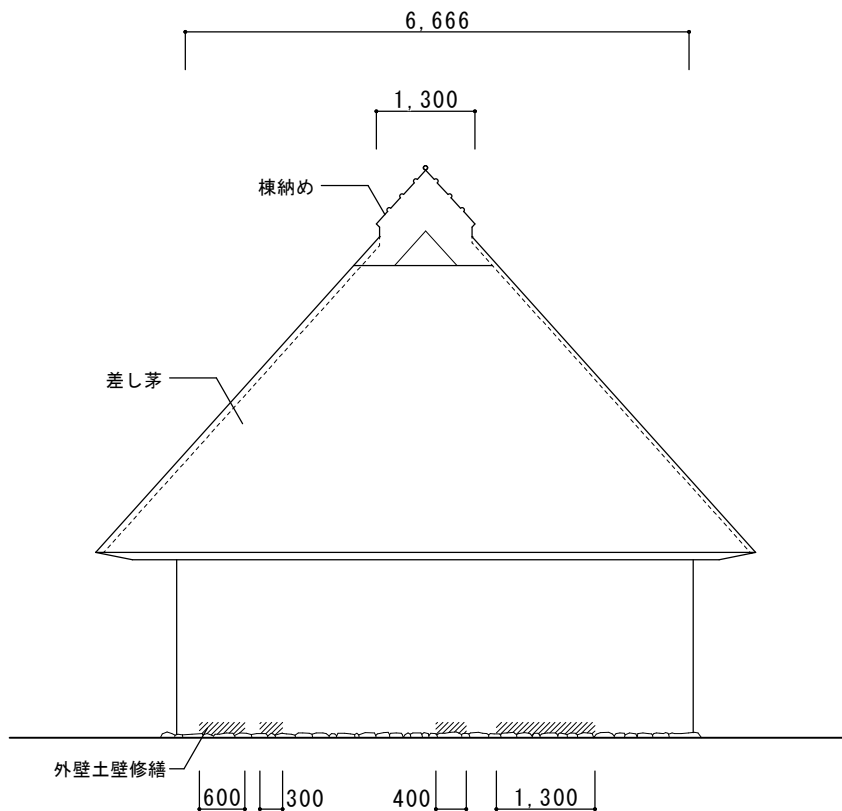
南立面図



東立面図



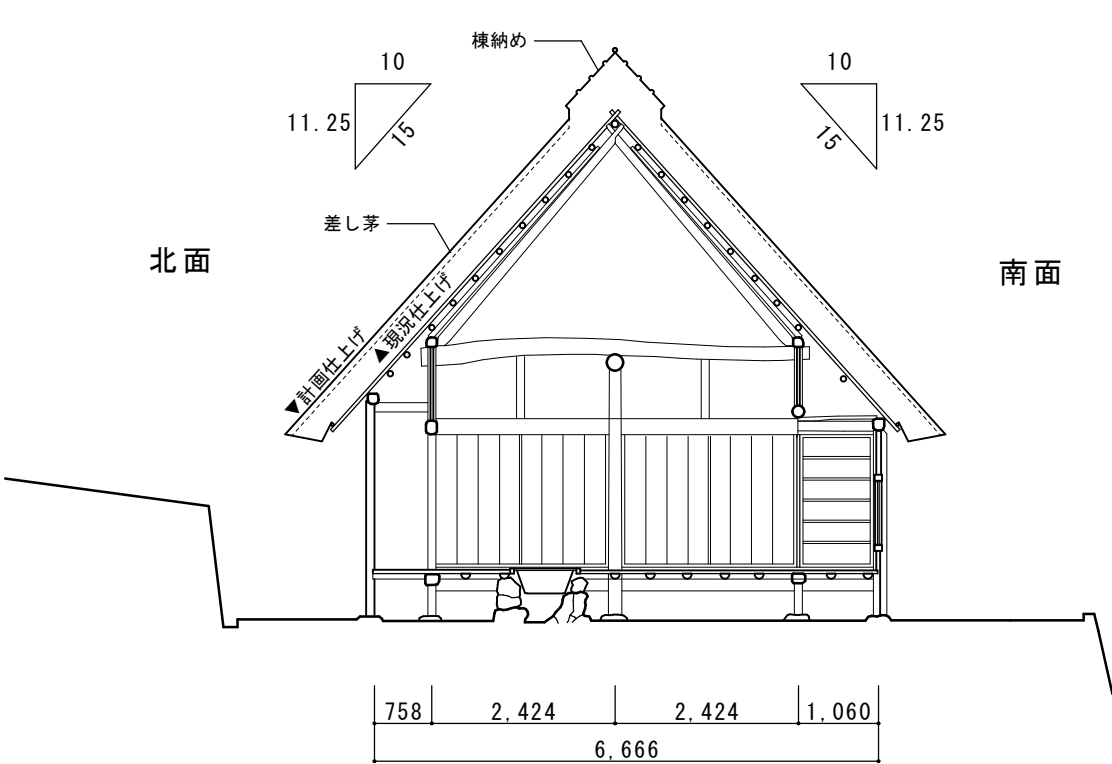
北立面図



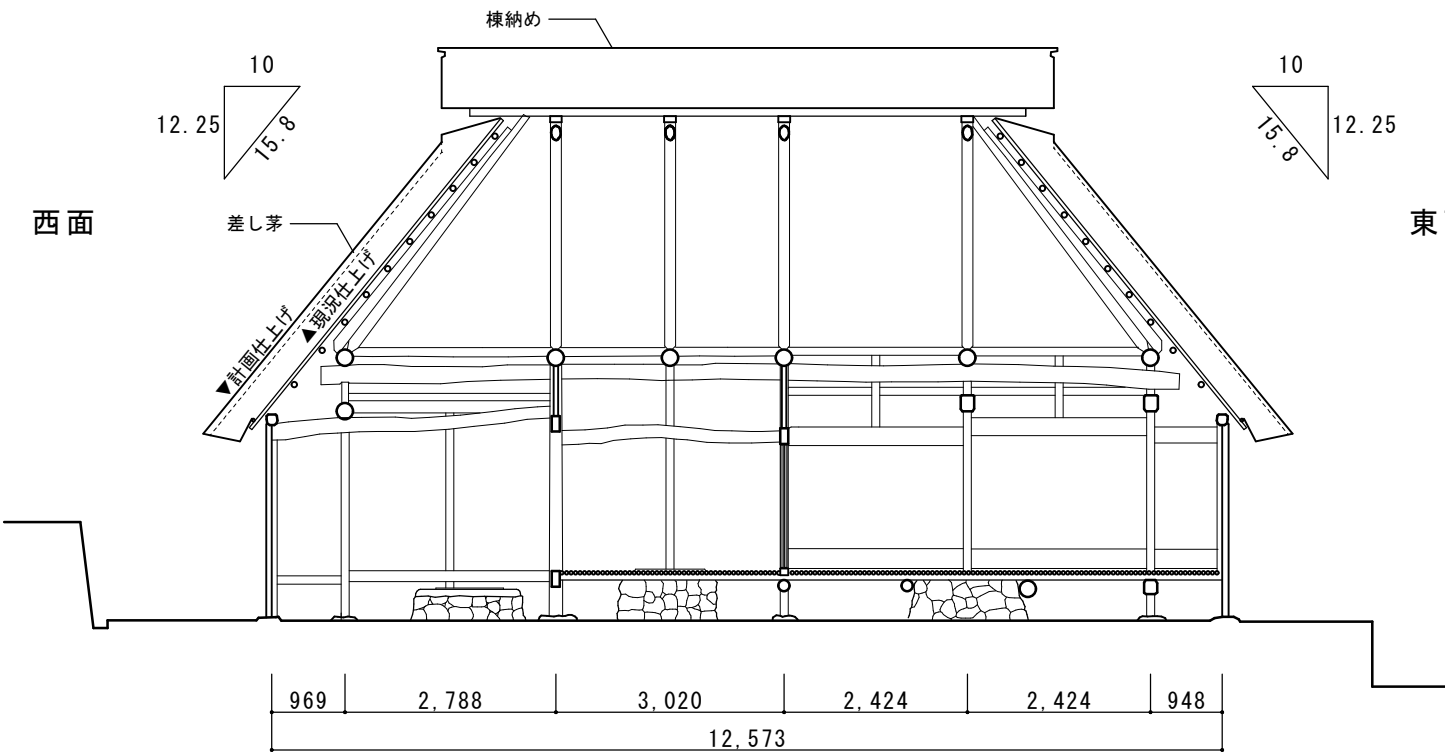
西立面図

外壁補修長さ

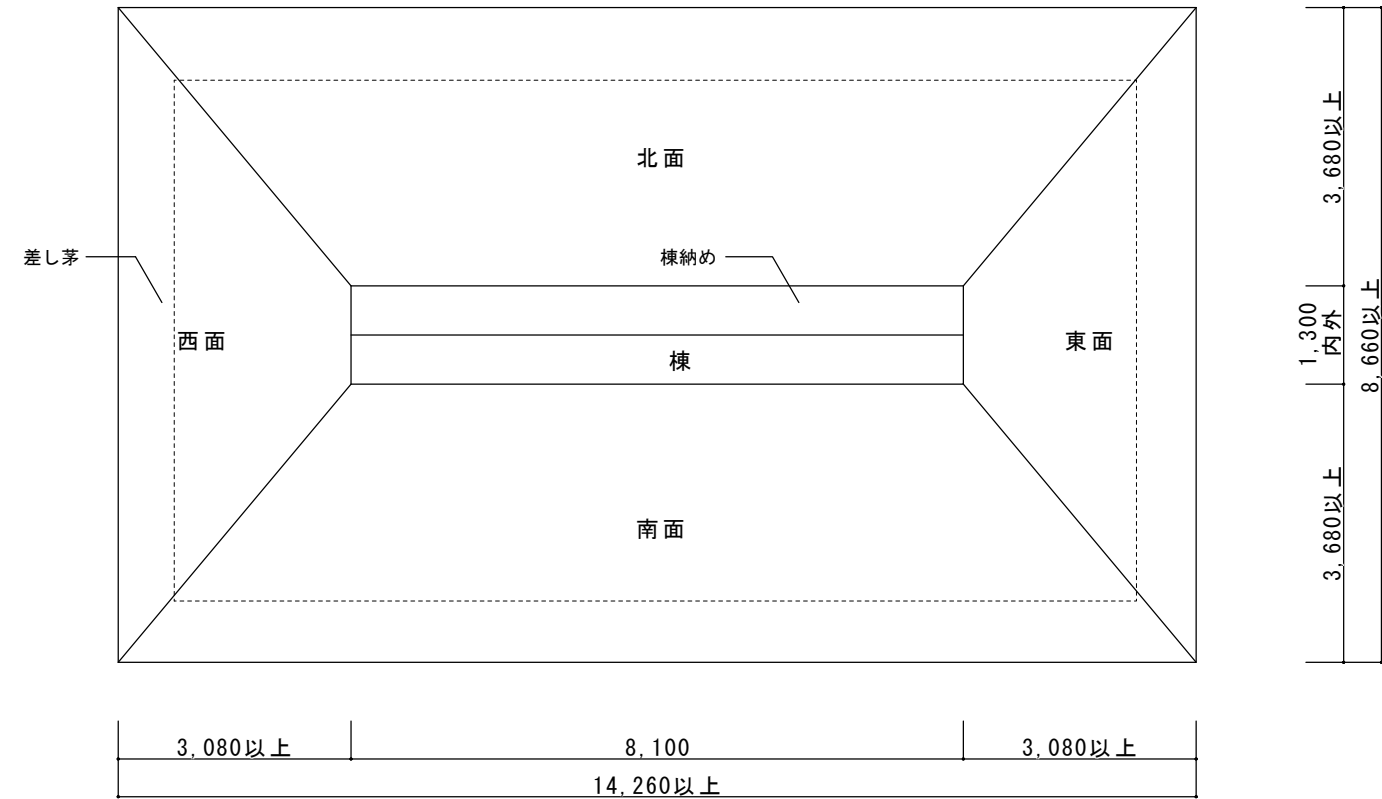
北面：1.40 (m)
東面：0.20 (m)
南面：1.20 (m)
北面：0.60+0.30+0.40+1.30=2.60 (m)
計：1.40+0.20+1.20+2.60 (m)
= 5.40 (m)



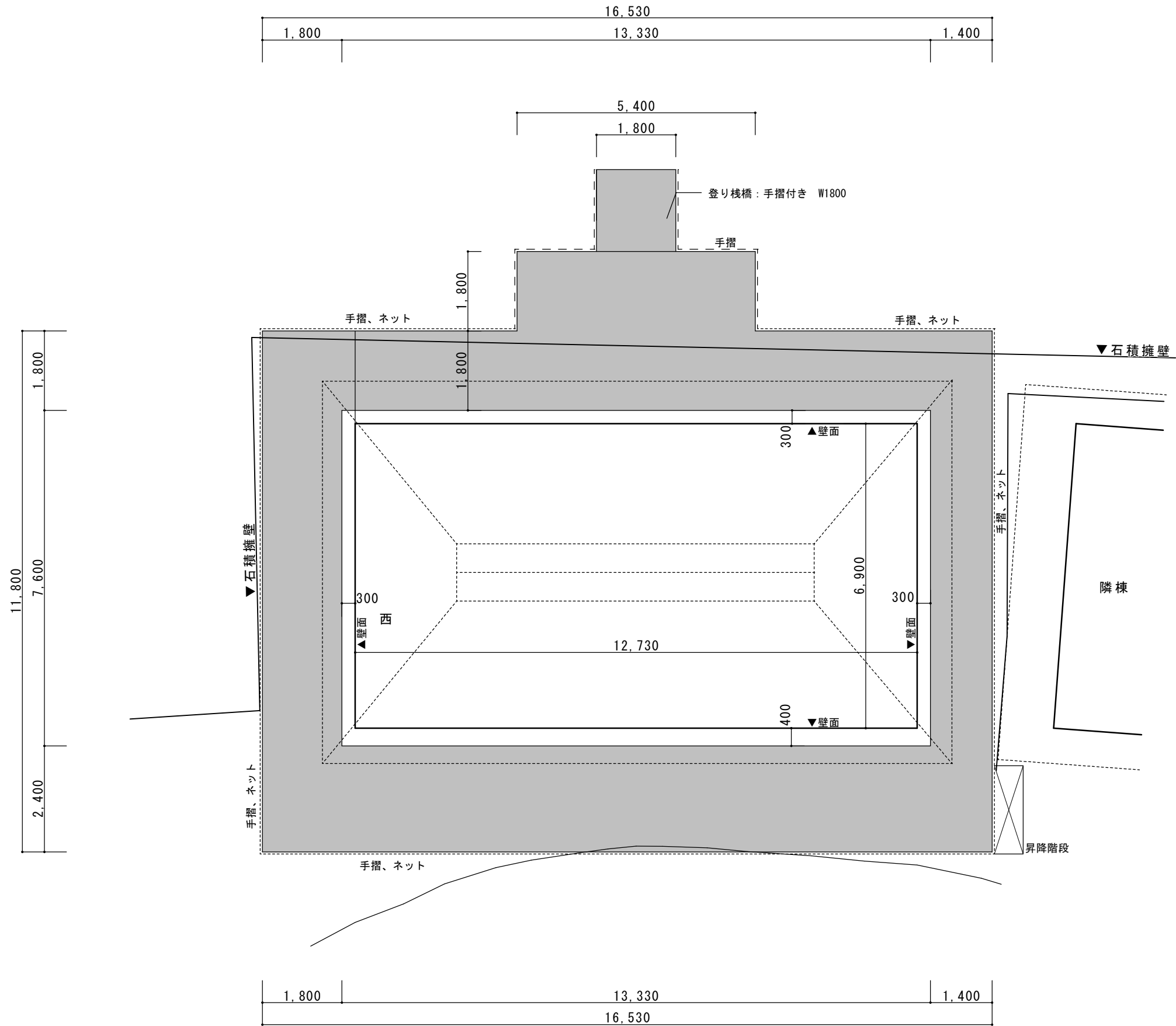
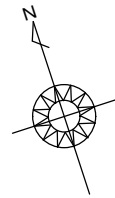
南北断面図



東西断面図



	【平面】屋根面積 (㎡)	【流れ】屋根面積 (㎡)
	A	B = A × 勾配
北面	$(8.10 + 14.26) \times 3.68 / 2 = 41.14$	$41.14 \times 1.50 = 61.71$
南面	$(8.10 + 14.26) \times 3.68 / 2 = 41.14$	$41.14 \times 1.50 = 61.71$
東面	$(1.30 + 8.66) \times 3.08 / 2 = 15.34$	$15.34 \times 1.58 = 24.23$
西面	$(1.30 + 8.66) \times 3.08 / 2 = 15.34$	$15.34 \times 1.58 = 24.23$
棟	$8.10 \times 1.30 = 10.53$	$10.53 \times 1.50 = 15.80$
合計	123.49	187.69



足場仕様
単管足場
足場板番線固定
外周 養生シート 防煙1類

